

令和元年台風19号の被害に対する中小企業者への金融支援について ～災害復旧資金の要件を追加します～

千葉市では、令和元年台風19号の被害を受けた中小企業者のみなさまの復旧のための資金繰り支援として、先の台風15号と同様に、千葉市中小企業資金融資制度の災害復旧資金の受付を開始しますので、お知らせします。

また、融資制度に関する相談窓口を設置しますので、併せてお知らせします。

1 支援内容

資金メニュー	災害復旧資金
融資対象者	令和元年台風15号または19号により被害を受けた、市内で事業を営む中小企業者 ※千葉市が発行する「り災証明書」の取得が必要となります。
資金使途	運転（7年以内）、設備（10年以内） ※台風15号または19号による被害の復旧に資するもの
融資限度額	5,000万円
融資利率	年1.4% ※別途、千葉県信用保証協会所定の保証料が必要となります。
利子補給率	1.4%

2 本制度に関する相談窓口について

公益財団法人 千葉市産業振興財団、千葉市経済農政局経済部産業支援課及び市内の取扱金融機関にて相談をお受けします。

- (1) 公益財団法人 千葉市産業振興財団（千葉市ビジネス支援センター）

TEL：043-201-9505（融資担当）

URL：<http://www.chibashi-sangyo.or.jp/>

千葉市産業振興財団



- (2) 千葉市経済農政局経済部産業支援課

TEL：043-245-5284

URL：<https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/sangyo/shikinyuushi.html>

千葉市制度融資



(3) 市内取扱金融機関

みずほ銀行	千葉支店、稲毛支店、稲毛海岸支店
三井住友銀行	千葉エリア
三菱UFJ銀行	千葉支社
りそな銀行	千葉支店
千葉銀行	全ての支店
千葉興業銀行	全ての支店
京葉銀行	全ての支店
常陽銀行	千葉支店
千葉信用金庫	全ての支店
銚子信用金庫	千葉支店
佐原信用金庫	作草部支店、都賀支店
商工組合中央金庫	千葉支店